

亞細亞局
 第一課長
 第三課長
 歐亞局
 第二課長
 第三課長
 南洋局
 第一課長
 第二課長
 第三課長

極秘

總參四第五九號

敵國人ノ取扱ニ關スル件報告

昭和十七年二月二十八日

支那派遣軍總參謀長 後宮 淳
陸軍次官 木村 兵太郎 殿

茲ニ總參四電第一九九號ニテ概要ヲ報告セシ抑留中ノ敵國非戦闘員
 ノ取扱並ニ抑留セサル一般人ノ取扱ニ關シ別冊ノ通報告ス
 送付先 次官、次長

存
敵
國
人
ノ
扱
人
中
止

外務省

(日本標準規格B5)

17.4.16

2

總參四電第一九九號

抑留中ノ敵國非戦闘員ニ關スル件

昭和十七年二月二十一日十六時四十分

支那派遣軍總參謀長 後宮 淳
軍務局長 武藤 章 殿

軍務電第一三二號返

現ニ抑留中ノ敵國非戦闘員ノ總數ハ八六七名ニシテ其ノ國籍別ハ

米 國	二〇八	フイリツピン	四
英 國	三五八	ベルギー	一四
印 度	一八八	オランダ	三〇
ギリシヤ	三二	グアテマラ	九
メキシコ	三	ブラジル	三
ニュージラード	四	カナダ	一一
サルバドル	三		

外務省

(日本標準規格B5)

抗州地區	米	國	五	英	國	五
徐州地區	米	國	一			
九江地區	米	國	二			
漢口地區	米	國	三	英	國	一七
中支計(五一六)	(米國七)	八	英	國	二四〇	印度一五〇
						ファイ
						ツピン
						ベルギー
						一四
						オランダ
						二九
						メキシコ
						三
						ブラジル
						三
南支廣東地區	二五五	汕頭地區	四〇	海南島地區	七	
南支計三〇二	(米國一)	二〇	英國一	三四	印度三八	カナダ一
						アテマ
						ラセサル
						バドル
						三
						アテマ
						ラセサル
						バドル
						三

(日本標準規格B5)

外務省

ニ抑留個所ハ公館員(家族ヲ含ム)ハ自國公館ニ其ノ他ハ要調査員
ヲ憲兵隊ニ收容スル外一般人ハ自己ノ住宅或ハ知人ノ住宅ニ居住

北支北京地區	米	國	三	オランダ	一
天津地區	米	國	七	英	國
濟南地區	米	國	一〇	英	國
青島地區	米	國	三	英	國
芝罘地區	米	國	三	英	國
石門地區	米	國	二	五	
北支計四九	(米國二)	八	英國二〇	オランダ	一
中支南京地區	米	國	一八	英	國
蘇州地區	米	國	一	一〇	
上海地區	米	國	四八	ベリギー	一四
				オランダ	二九
				英	國
				一七二	ギリシヤ
				三二	グアテマラ
				二	二
				一五〇	メキシコ
				三	ブラジル
				三	三
					ファイ
					ツピン

(日本標準規格B5)

外務省

セシメ一定個所ニ收容シアラス
 其ノ取扱ハ公館員一般人共ニ其ノ行動ヲ制限シ憲兵等ヲ以テ特別
 監視シアルモ特ニ一般人ハ嚴密ナル意味ノ抑留ヲ爲シアラス又生
 活維持ニ就キテハ公館員及其ノ家族ハ利益保護國領事ヲシテ其ノ
 他ハ銀行預金ノ制限拂戻シ相互扶助或ハ所有財産ノ處分等ニ依リ
 調達用便ヲ爲サシメアリ
 詳細ハ書類ヲ以テ報告スルモ不取敢

終

(日本標準規格B5)

外務省

中支憲三高第七二號

敵國非戦闘員ノ現況ニ關スル件報告

昭和十七年二月十九日 中支那派遣憲兵隊司令官

大木 繁

支那派遣軍總司令官 畑 俊 六 殿

二月十八日總參四電第一八七號ニ基ク首題ノ件左記報告ス

左記

敵國非戦闘員ノ地區別及國籍別人員

中支那在留ノ敵國非戦闘員ハ總數一〇、三六四名ニシテ之カ内譯

- ハ
- (一) 公館員(含家族) 一二五
- (二) 外地ヨリ開戦當時旅行抑留中ノモノ 一一
- (三) 開戦當時ノ非常措置 一一
- (四) 特別措置ヲ要スルモノ 三八一

(日本標準規格B5)

外務省

四 一般敵國人 九、八四七
 ニシテ地區別並ニ國籍別狀況別表ノ如シ
 ニ抑留者ニ對スル取扱ノ概要
 (一) 中支那ニ於ケル公館員ハ南京、上海、漢口ノ三地ニ居住シ之カ保護監視ハ
 (1) 上海
 米、英、蘭ノ三國公館員(含家族)ハ一ヶ所ニ收容私服憲兵領事館員ト協力之カ監視ニ任シ
 「ベルギー」「グワテマラ」「メキシコ」「ブラジル」ノ公館員ハ自國館内ニ居住セシメ佛公董局ニ監視ヲ依頼シアリ
 禁止制限事項ハ面接、外出ハ概ネ一〇〇〇ヨリ一六〇〇迄ノ許可制トシテ外出地域ヲ限定シ文通ハ檢閲ノ上許否シ生活必需品ノ購入ハ自由ニ取扱ハシム
 集團的ニ外出スル場合ハ指導責任者ヲ選定セシメアリ

(日本標準規格B5)

(2) 南京
 南京ニ於ケル米、英兩國公館員ハ各自國公館内宿舍ニ居住セシメ各々私服憲兵二名ヲ以テ保護監視ニ任シツツアルカ特ニ必要ト認メラルモノノ外面接、外出ヲ禁シ生活必需品等ノ購入ハ使用人或ハ商人ヲシテ實施セシメアリ
 (3) 漢口
 漢口ニ於ケル米、英公館員ハ各々其ノ住居ニ於テ帝國領事館員之カ保護監視ニ任シツツアリ
 (二) 南京地區ニ於ケル外地ヨリノ旅行中ヲ抑留セル者一名ハ夫々知己或ハ自國公館内ニ抑留中ナルカ之等ハ商人、宣教師等一般敵國人ナリ
 (三) 公館員以外ノ抑留敵國非戦闘員ハ特殊技能ニ依リ軍務ニ服シ得ヘキモノ並ニ軍籍者及行動注意ヲ要スルモノニ對シテハ各其ノ住居ニ軟禁シ憲兵ハ帝國領事館並ニ陸海軍警備隊ト協力シ隨時

(日本標準規格B5)

巡察動靜監視ニ任シツツアルカ一定箇所ニ收容或ハ^{常時}監視員ノ配置等ノ措置ハ講セス概ネ一般敵國人ト同様ノ措置ヲ爲シアリ

(四) 一般敵國人ニ對シテハ其ノ旅行、移動ハ努メテ之ヲ爲サシメサル如ク指導シ特ニ必要ト認メラルルモノニ對シテハ所在兵團長ノ許可ヲ受クルコトトシ之カ逃走策動ノ警防ヲ爲シ所在地ニ於ケル一般行動ハ束縛セス自由ニ生活セシメアリ

總司

寫隊下(甲)

外務省

(日本標準規格B5)



計	軍籍者	杭州特別措置	一般		豫海陸軍計	要注意者	特別措置	計	家族	公館員	上海公館員
			人	計							
10	28	5	248	200	28	7			2	1	
	3	2	318	146	84	2			3	3	
			211	196	15						
			260	259		1					
			106	92	1					2	
			179	150	29				4	4	
			3		1						
			2							2	
			3							3	
			3							3	
			429	429							
			970	925	39	2		1	0	4	6
10	28	5	248	200	28	7			2	1	

小計	一般	蘇州特別措置	小計	一般	外地ヨリ滞在	特別措置	南京公館員	地區別區分	
								米	英
10	9	1	54	36	8		7	3	
			3	2					英
			4	4	3				印
			1	1					比
			7	7					カナダ
									ギル
									和蘭
									シヤ
									マラ
									メキ
									コ
									ジ
									フ
									ル
									其他
									合
10	9	1	54	36	8		7	3	計

別表

中文那在留敵國非戰鬪員地區別並國籍別一覽表

(昭和十七年三月三十一日現在)

合計	一般	(外地ヨリ 旅行抑留中)	特別措置	計	家族	公館員	總計公館員	小計
一四七四	一三九六	(八)	四三			二七		三二
五六一	五八七	(三)	一一		三八	四二		三九
一一三〇	一八九〇		一五〇					
二六七	二六六		一					
一一	一一							
一一〇	九六		一一			二		
二〇四	一七五		二		四	四		
三九	六		三					
二						二		
三						三		
三						三		
四二九	四二九							
一〇三六	九八七	(一一)	三八		一四	八三		七一

徐州	九江	漢口	泰縣	小計	特別措置	公館員	小計	一般	小計
一	一	三	二	二	六		二	二	一
一	一	三	二	二	八		二	二	一
三	三	三	二	二	二		二	二	一
九	四	四	九	四	七	八	四	四	二
七	五	三	一	二	一	二	二	二	四
〇	六	四	九	七	四	九	七	七	八



備考

- 一 特別措置ヲ要スヘキ敵國人ハ要注意者、特殊技能ニ依リ軍務ニ服シ得ヘキモノ、軍籍者ヲ謂フ
- 二 上海ノ敵國人ハ申告セルモノノミヲ計上ス
- 三 上海ノ要注意者二〇名ハ諜報容疑者トシテ檢舉中ノモノナリ
- 四 南京ニ於ケル外地ヨリ旅行抑留中ノモノハ開戦當初ノ非常措置ニシテ何レモ宣教師、商人ナリ

方軍參四密第一八三號

昭和十七年二月九日

北支那方面軍參謀長 安 達 二十三

支那派遣軍總參謀長 後 宮 淳 殿

敵國人取扱ニ關スル件報告

總參四第二九號ニ依ル敵國人取扱ノ概況左記ノ通りニ付報告ス

左 記

一 敵國公館員ハ當該地公館ニ軟禁シ現地憲兵ニ於テ監視シアリ外出ハ原則トシテ許可シアラサルモ生活必需物資ノ購入等ニハ華人使用人ヲシテ當ラシメ又利益代表トノ面接ハ我外務機關員立會ノ下ニ行ハシメアリ 其他短波ヲ除ク「ラヂオ」ノ聽取我方新聞雜誌類ノ購讀ヲ許可シアリ（一般敵國人モ同様ナリ）管内敵國公館所

(日本標準規格B5)

外 務 省

在地左ノ通り

北 京 英、米、白大使館、蘭國公使館
天 津 英、米、白總領事館、ギリシヤ名譽領事事務所
青 島 英、米總領事館
濟 南 英、米領事館
芝 罘 英、米、白領事館

二 當初牒報容疑者及豫後備役軍人其他技術上軍務ニ服シ得ヘキ者ヲ抑留シタルモ我方ノ負擔輕減ノ見地ヨリ差支ナキ者ハ誓約書ヲ徴シ抑留ヲ解除セリ 殘余ニ對スル抑留ノ場所ハ要調査人員ハ憲兵隊其他ハ概ネ本人ノ居宅ヲ以テ之ニ充テ取扱ハ軍務發第六〇號ニ準ス 目下抑留中ノ人員左ノ通り

北 京 地 區 米 三 蘭 一
天 津 地 區 英 四 米 七
濟 南 地 區 英 六 米 一〇

外 務 省

(日本標準規格B5)

外務省

座ヲ凌キツツアリ
尙敵國人ハ一般ニ我方ノ取扱ノ極メテ寛大公正ナルニ感謝シアリ

（日本標準規格B5）

外務省

青島地區	英	五	米	三
芝罘地區	英	五	米	三
石門地區	米	二		
其他ノ地區	ナ	シ		
合計	英	二〇	米	二八

蘭 一

三、右二項以外ノ一般敵國人ハ所有財産ノ登録、移動（六軒、二四時間以上）及集會ヲ禁止シ且ツ資産凍結令ニ依ル制限ヲ附シアル他特別ノ措置ヲ講シアラス

但シ青島ニ於テハ該地ノ特殊事情ニ鑑ミ海軍側ト協議ノ上敵國人及第三國人ハ總テ標識ヲ附シ敵國人ニ對シテハ外出時間及外出區域ヲ制限シアリ

四、敵國人ノ生活維持ハ逐次困難トナリツツアルモ所有財産ノ處分、相互扶助（北京ニ於テハ英、米兩國ノ相互扶助委員會ヲ設ケシメ我大使館監督ノ下ニ相互扶助ヲ行ハシメアリ）等ニ依リ兎モ角當

（日本標準規格B5）

敵國人取扱概況

昭和十七年二月十四日
呂集團司令部

外務省

(日本標準規格B5)

敵國人取扱概況

楊子江閉鎖ニ依リ武漢地區在住ノ敵國人ハ戰前ヨリ既ニ孤立状態ニ置カレアリタリ

開戦ニ際シテハ強ク彼等ノ自制ヲ要求シ若シ彼等ガ我方ノ命ヲ違奉スルニ於テハ通常ノ軍事上ノ制限ノ外ハ成ル可ク寛大ナル自由ヲ彼等ニ享受セシメ以テ在敵國同胞取扱上ニ好影響ヲ及ボサシムル方針ニテ處理ヲ進メタリ

(一)開戦當初ノ處置

1 十二月八日豫テ準備セル所ニ從ヒ市内各所ニ漢口陸海軍最高指揮官連名ヲ以テ別紙(一)ノ如キ佈告ヲ貼布シ皇軍ノ堂々タル態度ヲ表明シ治安維持ヲ圖ルト同時ニ米英人ノ違反行爲ヲ防止ス

2 米英領事館ニ對シテハ日本總領事ヲシテ通告セシメ領事館ヲ閉鎖セシメタリ

3 同日漢口俱樂部ニ米英人ヲ集合セシメ憲兵隊長ヨリ所要ノ指示

外務省

(日本標準規格B5)



(別紙(二))ヲ與ヘタル後其ノ住居ニ歸還セシメタリ
 4 要注意人物「英文楚報社長」「アーチボルド」ハ其ノ住居ニ於テ軟禁セリ
 5 民衆生活維持ノ爲運営ヲ必要ト認メル漢口電燈、饒中煙草、和記洋行、冷凍施設内敵國従業員ニ對シテハ安ンジテ業務ヲ繼續シ得ル如ク措置セリ
 6 敵國系金融機關ノ接收ニ際シテハ彼等ノ大部分ガ現地自活ヲ爲シ得ズシテ本國ヨリノ送金ニ依リ生活ヲ維持シアル實情ニ鑑ミ敵國人全部ノ債權ノ供託制ヲ採用シ以テ彼等ノ生活費ノ捻出ヲ計リタリ
 7 彼等ノ住居家屋ヲ軍ニ於テ接收スルニ際シテハ別紙(三)ノ通告ヲ爲シ彼等ノ移轉ノ爲ニ出來得ル限りノ便宜ヲ與ヘタリ

(日本標準規格B5)

外務省

(二) 敵國人ノ取扱現状
 1 領事館員ニ對スル處置
 イ 公館内ニ居住セシメ監視竝ニ保護ハ日本總領事館之ニ當ル外
 出等ノ許可範圍ハ一般敵國人ト同シ
 ロ 生活費ハ利益保護國ヲ通ジ送金セシメツツアリ
 2 一般敵國取扱狀況
 敵國軍籍ニアル者等ヲ特ニ抑留スルコトナク一様ニ各自ニ居住セシメ集會旅行ヲ禁ジ外出許可制トスルコトニヨリ所期ノ目的達成ヲ期シアリ
 敵國內ニアル我同胞ニ惡影響ヲ與ヘザルヤウ防諜上又權益接收ニ支障ナキ限り成ル可ク寛大ノ處置ヲ取りアリ
 外出許可事務ハ英人俱樂部内ニ事務室ヲ設ケ憲兵隊及領事館ヨリ出張員ヲ派シ之ガ取扱ヲ爲シアリ
 外出許可地域ハ市内ニ限り詭可事項ハ診斷家事(事務)整理日

(日本標準規格B5)

外務省

外務省

金モ一應支拂ヲ停止シ軍ノ保管トシアリ従ツテ敵國人ハ收入ノ道ナク之等ノ生活費ハ次ノ如ク處置シテ支給シアリ

(日本標準規格B5)

外務省

用品購入等ナリ
イ 住居
權益接收ニ支障ナキ限り各自ノ住居ニ居住セシメ接收セル權益内ノ居住者ハ知人宅ニ寄愚セシム、適當ナル寄愚先發見シ得ザルモノハ軍ニ於テ設定セル收容所ニ居住セシム
收容所（收容能力七十名既ニ居住セシメアルモノ七名）ハ英人所有ノ「アパート」ニシテ外國人ノ居住ニ適應セル体裁ト設備ヲ有ス日本總領事館員ヲシテ之ガ管理事務ニ當ラセアリ
ロ 食料品其ノ他日用品ノ供給
戰前ニ異ルコトナク許可ヲ得テ自ラ外出スルカ又ハ支那雇傭人ニ買出サシム
ハ 生活費
敵國人ノ有スル債權ハ債務者ヲシテ支拂ヲ停止セシメ軍ノ保管トシテ支拂命令ニ依リ正金銀行ニ供託セシメアリ又銀行預

(日本標準規格B5)



外務省

ハ九江ニ移住セシムル様措置シアリ
 ロ、生活費ハ現地ニ於テ生活ノ道ナキ者ニ對シテハ漢口ニ於ケル
 供託金ヨリ送金ス

(日本標準規格B5)

外務省

(1) 供託金ヨリ生活費ノ支給
 家族數及其ノ他ノ事情ヲ參酌シ一家族宛毎月最高三五〇圓最低
 一〇〇圓ヲ前記供託金中ヨリ支給シアリ
 (2) 家財道具ノ競賣
 私有財産ニシテ軍ノ必要トセザルモノ及身廻品等ニシテ本人ヨ
 リ競賣ヲ希望スルモノハ許可シアリ
 (3) 預金ノ引出
 生活費以外臨時所要ノ經費支辨ノ爲軍ノ許可ヲ受ケタル者ハ正
 金銀行ノ手ヨリ第三國ト同様ノ預金引出ヲ許可ス
 3 印度人、比島人、愛蘭人
 イ、敵國人ト看做スモ敵國人トシテノ取扱ヲ爲サズ憲兵隊ヲシテ
 其ノ動靜等ニ留意セシメ監視セシメアリ
 ロ、市内ノ通行ハ自由ナルモ旅行集會等ハ禁ジアリ
 4 管内僻地ニ居住シアル敵國人ノ取扱狀況
 イ、大體漢口ニ於ケルト同様ノ取扱ヲ爲シアルモ成ル可ク漢口又ハ

(日本標準規格B5)

外務省

ノ維持ニ協力スベク苟クモ流言ニ迷ヒテ動搖ヲ來シ或ハ英米ノ敵性
 援助ヲ爲スガ如キ行爲アルベカラズ
 右佈告ス

昭和十六年十二月

在武漢大日本帝國陸軍最高指揮官
 在武漢大日本帝國海軍最高指揮官

外務省

別紙一

布告

太平洋ニ於ケル情勢ノ推移ニ鑑ミ在武漢帝國陸軍及海軍最高指揮官
 ハ軍事上ノ必要ニ基キ國際法規ノ示ス所ニ違ヒ武漢方面ニ在ル英米
 權益ノ一部ヲ接收ス然レドモ軍事上ノ必要ニ因ルカ軍ノ作戰ニ敵性
 ヲ形成セザル限リ私人ノ生命財産ハ之ヲ保護尊重スベキヲ以テ英米
 人ハ此ノ際軍ノ公正合法ナル行動ニ信依シ苟クモ所有物ノ名義變更
 毀損其ノ他帝國ニ有害ナル行爲ヲ爲スベカラズ
 英米人以外ノ外人ハ其ノ居ニ安ンジ苟クモ英米ノ利益ヲ擁護スル如
 キ行爲アルベカラズ
 大日本帝國國民ハ皇國ノ前途ニ天祐ヲ確信シ各々其ノ職域ニ邁進スベ
 シ
 支那官民ハ上述ノ事態發生ガ毫モ帝國軍ノ嚴然タル態度ニ變化ヲ及
 ボスニ非ザルコトヲ肝銘シ安居樂業益々帝國軍ノ戰爭遂行就中治安

別紙二

遵守事項

漢口憲兵隊長

- 一 英米兩國人ハ左ノ諸項ヲ遵守セラレ度
 - 二 住居ヨリノ外出ハ許可ヲ要ス
 - 三 集會旅行ヲ禁ズ
 - 四 住居ノ移轉ヲ許サズ
 - 五 動産、不動産ノ賣却ヲ禁ズ
 - 六 電報電信ノ發信ヲ禁ズ
 - 七 右嚴守セラレ度
- 日本官憲ハ國際法上陸戰ノ原則ヨリモ一層寛大ナル處置ヲ取り個人財産ハ軍ガ戰爭遂行上必要ナルモノノ一部以外ハ一切接收セズ日本官憲ハ出來ル限り兩國人ノ安居ヲ保護ス

外務省

(日本標準規格B5)

別紙三

第三次接收ニ際シ家屋主ニ示セル注意事項貴家屋ハ昭和十七年一月十九日付ヲ以テ軍ノ必要ニ基キ接收サル、事トナリタル故當家屋居住ノ者ハ昭和十七年一月三十一日迄ニ移轉セララルベシ

注意事項

- 一 貴家屋内居住ノ米英人ハ接收セラレザル他ノ私有家屋ニ移轉セララルベシ 移轉ノ際ハ可及的速ニ日本總領事館ニ届出ラルベシ
- 二 適當ナル家屋ヲ發見シ得ザル際ハ日本軍當局ノ指定セル家屋ニ居住スル事ヲ得
- 三 使用人ハ最少必要數ニ止メ他ハ解雇セララルベシ
- 四 移轉準備完了ノ日時及移轉ノ日時ハ日本總領事館ニ届出ラルベシ 持出荷物ニ就キ「モリス」ヲ作製シ日本總領事館宛提出セララルベシ 日本總領事館ノ下附スル許可證ニ基キ憲兵検査ノ上搬出ハ許可セララルベシ
- 五 接收家屋内居住ノ第三國人、日本人、支那人モ亦昭和十七年一月三十一日迄ニ轉居セラレ度 特ニ軍ヨリ許可セラレタル者ヲ除

外務省

(日本標準規格B5)

總參謀長
 波戰參電第五五六號
 軍務電第一三二號返
 敵國非戰鬥員二八〇六名ハ香港島赤桂半島敵國人共同居所ニ國籍別ニ居住セシメ軍ノ監視下ニ自治的ニ生活ヲ爲サシメアリ之カ取扱ハ敵國ノ帝國臣民ニ對スル待遇ト睨ミ合セツツ大國ノ襟度ヲ失セサル如ク緩嚴兩用ノ措置ヲ加ヘアリ
 給與ハ米麥粉砂糖鹽ミルク野菜魚肉類ヲ在香港銀行預金ヲ擔保トシ再開時決濟ニテ有價配給シアリ

(日本標準規格B5)

キ借家人總テニ此ノ旨傳達セラレベシ
 此ノ場合ニモ亦持出荷物ノ「リスト」ヲ作製シ日本總領事館宛提出セラレベシ 本「リスト」ハ憲兵隊ノ検査ヲ受クルモノトス
 六日本軍當局ノ許可ナクシテ物品ヲ搬出スル事ヲ得ザルモノトス

(日本標準規格B5)

ラ



波集參戊第七五號

敵國人取扱ニ關スル件

昭和十七年二月二十日 波集團參謀長 栗林忠道

支那派遣軍總參謀長 後宮 淳 殿

昭和十七年二月二日附總參四第二九號首題ノ件別冊ノ通り報告ス

報告 先 總 軍

參考添附先 隸下一般

外務省

敵國人取扱ノ概況

昭一七ニ一
波集團司令部

敵國人ノ取扱ニ關シテハ昭和十七年一月十五日附波集參戊第一一號ヲ以テ報告セシ別冊敵性權益接收狀況報告中ニ記載シアルモ爾後ノ變化ヲ綜合シ摘記セハ次ノ如シ

敵國公館員ノ取扱

(イ) 方針

敵國領事館員及其家族ニ對シテハ領事ノ特權ニ基キテ之ヲ認ムルモノニアラス我カ方カ一方的ニ彼等ニ與フル好意的恩惠措置ナルコトヲ明カニシ適當ナリト認メタル範圍内ニ於テ之レヲ許可ス

(ロ) 取扱狀況

領事館員及其家族ハ住宅ニ居住シ日本領事館警察官又ハ憲兵若干名ヲ其住宅内一偶ニ當時起居セシメ且止ムヲ得サル事情ニ依

外務省

リ外出スル時ハ一名同行シ保護監視ニ任セシム
 外出ハ診療、預金引出、買物等ノ外特別ノ事情アル場合ニ限定
 シ旅行ハ禁止ス
 但シ一週 二回保健運動ノ爲メ數時間監視下ニ屋外運動ヲ許可
 シアリ生活維持ハ銀行預金ノ限定セル拂戻シニ依リ限定セル支
 那人傭人ヲ使用セシメ營マセアリシカ利益保護國瑞西領事トナ
 リシヲ以テ在廣東總領事館員及憲兵立會ノ下ニ面接セシメ預金
 ノ拂戻其他所要經費ノ負擔ヲナサシメツツアリ、但シ汕頭ニハ
 英米領事館員居住シアルモ瑞西領事館ナク爲メニ米國領事ハ生
 活費ニ困難シアリシヲ以テ在汕頭高井領事ハ在上海瑞西代理公
 使ト連絡シ且軍ハ在廣東瑞西領事ニ交渉シ目下支障ナキ状態ト
 ナレリ
 内外人トノ面接ハ禁止シ唯瑞西領事ノ面接ノミヲ監視下ニ許可
 シアリ

外務省

ニ 敵國人抑留者ノ取扱
 開戦前ノ調査ニ基キ敵國人ニシテ抑留取扱ヲナセル範圍ハ左記各
 項ニ該當セルモノトス
 (イ) 敵國ノ軍籍ニアル者
 (ロ) 敵國人タル船員及航空機ノ乗員又ハ其資格アルモノ
 (ハ) 特種技能者(無電技師等)
 (ニ) 外諜容疑者
 以上ノ者ニ對シ内査セシニ特ニ一定場所ニ抑留シ監視ヲ嚴ニスヘ
 キ要ヲ認メサリシヲ以テ概ネ現住地ニ居住セシメ其行動ニ關シ特
 ニ憲兵隊ヲシテ監視ヲ嚴ナラシメ敵性國人本國歸還ニ際シ特別ノ
 取扱ヲナス如ク考慮シ其他ハ一般敵國人同様取扱ヒツツアリ
 三 一般敵國人ノ取扱
 1 住居
 住居ハ概ネ各自ノ居住地ニ起居セシメ住宅ナキモノハ知己ノ住

外務省



在廣東沙面英租界内ニ居住シアル者ニ對シテハ保健上一週二回
 同國人毎ニ一團トシ數時間監視下ニ屋外運動ヲナサシメツツア
 リ
 平常ニ於ケル敵性人相互直接及非敵性人（日支人ヲ含ム）ノ面
 接ヲ禁シ特ニ事情止ムヲ得サルモノハ監視下ニ許可ス、尙本邦
 發刊ノ新聞雜誌ノ閲讀ヲ許可シアリ
 非敵性國人ノ行動ヲ保護シ敵性人ノ屋外行動ヲ嚴ニ取締ル爲メ
 非敵性國人ニ對シテハ胸部ニ徽章ヲ附セシメ且通行許可證（寫
 眞附）ヲ交付シ識別ヲ容易ナラシメ保護監視ヲ密ナラシメアリ
 但シ陸支密第五二五號軍務電第九三號（總參四電第一五五號）
 ニ依リ敵性ナキ「カトリック」敎宣敎師修導女其他敵國人ニ對
 シテハ適宜ノ措置ヲ取り國策ニ順應スル如ク考慮シアリ
 又陸亞密電第二二號猶太人ノ取扱ニ關シテ極秘裡ニ憲兵隊ヲシ
 テ監視ヲ嚴ナラシメツツアリ

2 生活狀況
 宅ニ同居セシメアリ
 生活費ハ銀行預金ノ限定額ヲ拂戻シ支那傭人ヲ現定シテ調理及
 雜役ニ任セシメ該支那人ニハ食糧品購入其他警備部隊トノ連絡
 ノ爲メ警備隊ニ於テ通行許可證ヲ交付シ用便ニ支障ナカラシメ
 且敵性人ノ住居地外ノ旅行ハ禁止シ外出ハ預金拂戻診療其他已
 ムヲ得サル事情ニ於テノミ其都度調査ノ上警備隊ニ於テ外出許
 可證ヲ交付シ行動セシメアリ
 預金拂戻等ノ雜務ハ外務機關（陸支密第五〇七號）ニ於テ擔當
 シ其審査ノ結果ヲ軍經理部ヲシテ指導監督シ成ルヘク亂費ヲ戒
 メ生活維持ノ持久策ヲ講シ又預金ナキモノハ相互貸借ヲ認メ將
 來預金缺乏セシ場合ハ私有財産ヲ監督下ニ賣却ヲ認メ其金額ハ
 銀行ニ預金セシメ逐次生活維持ニ必要ナル限度ノ拂戻ヲ行ヒ生
 活ヲ永續セシムル考案トス

病院ハ當分其儘存續シアルモ之レ亦資金及資材ノ補給杜絶ニ依リ漸次經營困難ヲ來タシ一部ノ病院ニアリテハ入院料及藥價ヲ値上ケシ施療ヲ廢シ維持セント企圖シアリ又國民政府ヨリ補助金ヲ受クル如ク援助方日本側ニ懇請シ來ルモノ増加ノ傾向ニアリ、將來ニ於テハ持續困難ヲ來タスコト必然トス故ニ癩病院、精神病院ノ如キ公衆衛生上顧慮ヲ要スルモノハ努メテ國民政府ノ管理下ニ又其他病院ニアリテモ其他地方ノ狀況ニ依リ希望ニ依リ國民政府ノ管理下ニ移管スル如ク指導スル考案トス

以上學校教會病院ノ敵性國人ノ取扱ハ特ニ抑留ヲ要スルモノノ外ハ一般敵性人取扱ト同様ニシテ特ニ宗教及人道上ノ見地ヨリ監督下ニ電話ノ使用ヲ許可シ且自動車ノ使用ヲモ認容シアリ尙病院ニ於テ現在所有シテアル資材中特ニ軍ニ於テ必要ナルモノ以外ハ存續セシムル關係上其儘使用セシメ又軍ニ於テ接收セシ萬國赤十字社ノ施米、藥品ハ日本軍ノ名ヲ以テ主トシテ病院ニ一部養老院

外務省

(日本標準規格B5)

四 學校、教會、病院及其敵性人ノ取扱

(イ) 學校

在廣東沙面英租界内ニアリシ敵性非敵性人兒童ノ學校ハ佛領事ノ了解ノ下ニ佛租界ニ移轉セシメ敵性人(加奈太)女教師三名ノ行動ヲ許可シ學校ヲ開設セシメアリ

支那人ヲ收容シ開校シアル學校(高等教育ナシ)ハ其儘存續シアルモ資金及物資ノ補給杜絶ニ依リ將來閉鎖ノ止ムナキニ至ルモノト認ム然ル時ハ指導下ニ國民政府ノ學校ニ生徒兒童ヲ配分シ又ハ希望ニ依リ國民政府ニ移管スル如ク指導スル考案トス

(ロ) 教會

教會ハ當分其儘存續シアルモ之レ亦資金、物資ノ補給杜絶ニ依リ閉鎖ノ止ムナキニ到ル景況ニアリ要スレハ日支側ニ移管セシムル如ク指導スル考案トス

(ハ) 病院

外務省

(日本標準規格B5)

極秘

孤兒院ニ配給セリ

其他工場商社及敵性人ノ取扱

公衆ノ生活維持上必要ナル工場及商社ハ敵性ナキ限リ其事業ヲ繼續セシメアリシカ爾後工場ハ軍ノ直營トシ敵性國人ハ雇傭人トシテ使用シ一般敵性人ノ取扱ヲナシツツアリ

六 將來ノ施策

敵性國人ノ生活維持ヲ持續セシメ且支那人ヲシテ英米依存觀念ヲ一擲シ東亞共榮圈確立ニ協力セシムル爲敵性國人ノ集團生活(國籍、獨身、家族、領事館員、抑留者、其他毎ニ區分シ)ヲ成ル可ク速ニ且自發的ニ懲滯シ傭役支那人數ヲ成ルヘク減少シ以テ冗費ヲ省カシムル如ク指導ス

(日本標準規格B5)

外務省

關參滿發第七三二號

昭和十七年二月二十六日

關東軍參謀長 吉本貞一

陸軍省軍務局長 武藤 章 殿

抑留中ノ敵國非戰鬥員ニ關スル件

二月十八日附軍務電第一三三二號ニ依ル首題ノ件別紙ノ通りニ付承知相成度

尙抑留者ノ取扱ニ關シテハ日本側措置ニ即應シ抑留者モ亦十分満足シアル情況ナルニ付申添フ

(日本標準規格B5)

外務省

關東州内外人抑留人員表 (二月十八日現在)

計	埃 及	チ エ ソ コ	猶 太	米 國 籍 (日系)		英 國 籍 (印度人)	
				女	男	男	男
二五名	一	一	一	一	六	一	三

(日本標準規格B5)

外務省

總計

一〇	二九	一〇	五	一	一七六
一一	一〇	九	五	一	
一〇	九		四		
			九		

註、ハ 哈爾濱、奉天ハ夫々管轄内省別ヲ示ス
ニ 四平ハ「カトリック」宣教師ヲ個別省別ニ示ス

(日本標準規格B5)

外務省



極秘

備考 ○カブサン ○イサン ○九、 ○〇〇 ○〇 ○〇 迄外出ヲ許可シアリ	計	米 英 國	籍 別 人員	備考 囚禁場一ハ西貢憲兵分隊留置場狹隘ニ付一時借用留置シアリ	計	加 和 支 米	奈 蘭 那 國
	一	四 九	西貢		一 六	一 一 八	二
	七	三 四	英國領事館		一 一	一 一 七	
	二	二	カブサンジャック海防憲兵分隊		一		
	四	一 三	借上宿舎		四	一 二	
			摘要				

(日本標準規格B5)

外務省

備考 ○カブサン ○イサン ○九、 ○〇〇 ○〇 ○〇 迄外出ヲ許可シアリ	計	米 英 國	籍 別 人員	備考 囚禁場一ハ西貢憲兵分隊留置場狹隘ニ付一時借用留置シアリ	計	加 和 支 米	奈 蘭 那 國
	一	四 九	西貢		一 六	一 一 八	二
	七	三 四	英國領事館		一 一	一 一 七	
	二	二	カブサンジャック海防憲兵分隊		一		
	四	一 三	借上宿舎		四	一 二	
			摘要				

(日本標準規格B5)

外務省

南總參二第一六四號

拘留中ノ敵國非戦闘員ノ件通牒

昭和十七年三月五日

南方軍總參謀長 塚田 攻

陸軍省軍務局長 武藤 章 殿

軍務電第一三二號ニ依ル首題ノ件佛印内ニ拘留中ノモノ左記ノ如シ

左記

一 敵國非戦闘員ノ國籍別、人員、拘留箇所

1. 拘禁

英 國	籍 別 人員	西貢	憲兵分隊	囚禁場	河内	憲兵分隊	摘要
四			二	一		一	

極秘

ニ各國人取扱狀況

- 1、彼拘禁者ノ取扱ニ關シテハ各留置場設備竝ニ兵力等ニ依リ若干差異アルモ各隊共一週一回乃至二回日光浴及水浴ヲ實施食物ハ各人ノ希望ニ依リ差入ヲ許可シ保健ニ留意シアリテ各國人共同一ニ取扱ヒアリ
 - 2、被軟禁者ノ取扱ニ關シテハ各領事館乃至自宅内ニ於ケル行動ハ自由トシ監視ハ兵力ノ關係上差異アルモ食物ハ使用安南人ヲシテ購入（憲兵立會）取食シアリ
- 外出ハ之ヲ禁シ給料ハ沒收セル金員ヲ以テ支給或ハ本人ノ會社ヨリ支拂、又ハ自辨ト爲シ特ニ保健ニ留意シ各國人共、同一取扱ヲ爲シアリ

外務省

(日本標準規格B5)

關參滿發第一一四四號

大東亞戰爭ニ伴フ敵國人收容者名簿送付ノ件

昭和十七年三月二十七日 關東軍參謀部第四課高級參謀 小尾哲三

陸軍省軍務局軍務課長 佐藤賢了 殿

首題ノ書類爲參考ニ部送付ス

外務省

(日本標準規格B5)



第
24
號

康德九年三月二十三日現在

敵
國
人
收
容
者
名
簿

治
安
部
警
務
司
特
務
科

外
務
省

(日本標準規格B5)

REEL No. A-1123



アジア歴史資料センター

2

總計	四平										遼江省	
	錦州省	興安西省	興安南省	熱河省	龍江省	吉林省	安東省	四平省	奉天省	計		
一七	二										二	一
二〇	三											二
一〇	九	六	一		一			二			一	一
一〇	三	六	〇	五	〇	九	一	三	八		四	八
五	五	三		二	一							
五	五	五	二	二								
〇	〇	〇	四	六								
一	一											
一	一	一	二	二	一			二			三	三
一	一	一	四	〇	五	八	一	九	一	五	八	五

1

奉天					哈爾濱		收容所名省別		
熱河省	錦州省	通化省	安東省	四平省	奉天省	計	吉林省	遼江省	新京特別市
		三	二	四		四	四		
		一					一	一	
四	一			二	七	三	一	一	一
		三	一	三	一	四	三	一	
							二	二	
							一	一	
四	四	五	二	九	八	二	二	〇	一

集合生活者人員統計表

(康德九年二月現在調)



收容員實數	死亡者	釋放者	收容者	職業別		收容所別	
				性別	國籍別	性別	國籍別
五			四	男	米	哈	爾
				女	英		
一八	一	一	三	男	英	賓	賓
				女	蘭		
二			二	男	蘭	四	平
一			一	男	米		
二			二	男	米	奉	天
六六			六六	男	英		
三			三	男	蘭	天	計
五〇			五〇	男	白		
一三			一	男	米	計	計
				女	英		
二七		一	四	男	英	計	計
				女	天		
一八七	一	五	八一				

集合生活者異動統計表

(康德九年二月現在調)

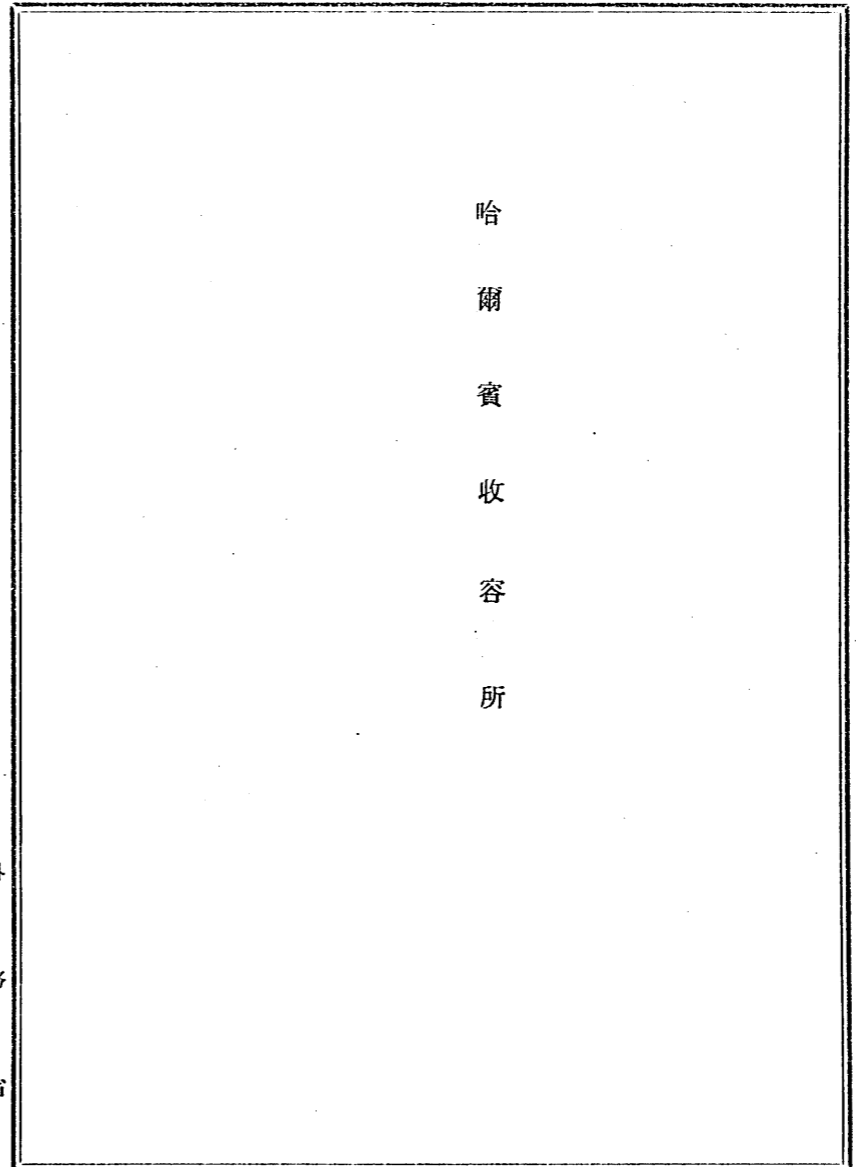
總計	無職	通信關係	商業關係	宗教關係	職業別		收容所別	
					性別	國籍別	性別	國籍別
五	四		三	一	男	米	哈	爾
					女	英		
一七	一	一	九	三	男	英	賓	賓
					女	蘭		
二	二		二		男	蘭	四	平
一	一		一		男	米		
二	二			二	男	米	奉	天
六六	六六			六六	男	英		
三	三			三	男	蘭	天	計
五〇	五〇			五〇	男	白		
一三	一		一	一	男	米	計	計
					女	英		
二二	一	一	四	八	男	英	計	計
					女	天		
一八一	一	一	一六	三				

集合生活者職業別統計表

(康德九年二月現在調)

1

籍國	米	露	露	露	露	露	露	露	露	露	露
氏名	アンドリュウ、ウイテング	スレキン、ミカエル	ヨドロヴィチ	スチユワ、レバ	クワド	ボリス、ホレスラ	フランツ、エウイチ	ポストニコフ、ポール	エツトキン、セルゲイ	ウラジウイチ	カザリアン、アングク
年齢	三〇	四二	四二	五八	五〇	五〇	五〇	四七	五四	三二	
性別	男	男	男	女	男	男	男	男	男	男	
職業	正統派福音教師	正統派福音教師	正統派福音教師	正統派福音教師	正統派福音教師	正統派福音教師	正統派福音教師	正統派福音教師	正統派福音教師	正統派福音教師	
住所	ハルビン市長官公署街一六	ハルビン市大直街三九	ハルビン市遼陽街二六	ハルビン市中央大街一七ノ三八	ハルビン市中央大街一七ノ三八	ハルビン市中央大街一七ノ三八	ハルビン市中央大街一七ノ三八	ハルビン市中央大街一七ノ三八	ハルビン市中央大街一七ノ三八	ハルビン市中央大街一七ノ三八	
收容月日	十二月十二日										
備考											



外務省

哈爾濱收容所

(日本標準規格B5)

カ バ ウ ラ ヂ ミ ル ウ イ チ	〃 エ ン 、 カ ル ム ヤ ン	和 ゲ エ 、 ゲ エ 、 カ ル ム ヤ ン
五 二	三 八	四 三
〃	〃	男
露		
社 萬 國 簿 記 係	職 工	運 轉 手
	〃	ハ ル ビ ン 市 第 二 ル ム
十 二 月 十 八 日	〃	十 二 月 十 二 日



3	ベルナル、石永基	オラス、關世津	エドク、青徳馨	アルマン、賈振東	チエルマン、齊治平	クロビ、呂格微	アルフレド、閻翼青	エフ、司乃剛	英
	三	二	三	四	三	三	四	三	
	四	九	四	四	〇	二	四	七	
	男	男	男	男	男	男	男	男	
	加	加	加	加	加	加	加	加	
	天主教	天主教	天主教	天主教	天主教	天主教	天主教	天主教	
	宣教師	宣教師	宣教師	宣教師	宣教師	宣教師	宣教師	宣教師	
	龍江省	龍江省	龍江省	龍江省	龍江省	龍江省	龍江省	龍江省	
	洮南縣	洮南縣	洮南縣	洮南縣	洮南縣	洮南縣	洮南縣	洮南縣	
	天主堂	天主堂	天主堂	天主堂	天主堂	天主堂	天主堂	天主堂	
	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	
	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	

2	ローモン、劉潤齊	ジョルジュ、楊維受	リュシヤン、金録賢	アング、公榮德	アルテコドル、耿有光	ローラン、鮑惠民	ムリス、李維義	アントニオ、韓喜仁	英
	三	三	三	二	四	三	二	四	
	一	五	八	九	二	三	八	一	
	男	男	男	男	男	男	男	男	
	加	加	加	加	加	加	加	加	
	天主教	天主教	天主教	天主教	天主教	天主教	天主教	天主教	
	宣教師	宣教師	宣教師	宣教師	宣教師	宣教師	宣教師	宣教師	
	吉林省	吉林省	吉林省	吉林省	吉林省	吉林省	吉林省	吉林省	
	懷德縣	懷德縣	懷德縣	懷德縣	懷德縣	懷德縣	懷德縣	懷德縣	
	天主堂	天主堂	天主堂	天主堂	天主堂	天主堂	天主堂	天主堂	
	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	
	十三日	十三日	十三日	十三日	十三日	十三日	十三日	十三日	



アルホンゾ、デューベ 杜森林	ユー、マス 馬廣榮	ゴイデイオーズ、ガニヨン 康巨儒	ホリ、エミル、ランシャベル 唐尊一	ウイルフリ、リユエリクス 劉恩鴻	ダマーズ、ブシャール ト善銘	ジエルマン、ウイメ 衛化民	英 ユーヂエーヌ、ベリシヨン 容濟舟
三二	四〇	四〇	二六	二六	三九	二八	四一
"	"	"	"	"	"	"	男加
"	"	"	"	"	"	"	天主教宣教師
"	林西天主堂	興安西省開魯縣天主堂	四平省梨樹縣天主堂	"	四平省昌圖縣八面城天主堂	"	四平省雙連縣遼陽天主堂
"	"	"	"	"	"	"	十二月十三日

ジェラール、ランベール 張榮德	オスカー、フォルタン 股恩斯	フランシス、レフエブール 勵德銘	ジエー、ミシヨ 米貴德	レアン、ピソネット 宗秉誠	サルトオ、フアヌツフ 范藹夫	ピエール、カリエール 郭百德	アンリ、カントル 關大倫
二五	三四	二八	四一	三〇	二九	三九	二八
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	天主教宣教師	"	"	"	"	"
"	四平省昌圖縣天主堂	四平省四平天主堂	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"

白	ケイコン、ウイト	ジェイアージュス、ピウゲ	ヨウゲン	コナート、オスカ	アドリアス、デイレックス	イヘンス、ロデックス	ダーウマン、レエイン	フランス、ビユーロセン
侯	客	澤	惚	道	本	倫	遠	賢
三	四	三	七	五	六	六	六	六
七	一	〇	〇	二	六	六	六	八
男	男	男	男	男	男	男	男	男
天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師
熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗
十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日

白	ベネツト、ドボガラー	アルブ	テユボ	フロアン	インベレス	ヨセフ	イー	アール
富	来	薄	桑	高	高	夏	夏	丁
云	施	ル	維	尚	尚	乘	乘	益
庶	一	ル	ギ	ク	澤	安	安	里
六	三	三	五	三	六	三	三	三
三	一	六	三	九	一	七	七	三
男	男	男	男	男	男	男	男	男
天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師	天主教宣教師
熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗	熱河省略喇必左旗
十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日	十二月二十九日

15	高唯	文懷	馬公	方裕	茂徳	載倍	董惠	平思	白
	コンワイ、ボール	ヴァンヴァー、ブリエメ	ジョセラ、マリクス	マレド、ホンド	モート、ジョセフ	トバレー、ハフアル	パンロウ、ギスタープス	ビュピリツチ、ピースマン	
	一	徳	徳	如	徳	禮	生	慇	
	三一	四九	四四	六六	四〇	三二	六三	二七	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	男	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	天主教宣教師	
	主堂	六家子天主堂	下廟溝天主堂	錦州省トムト右旗	錦州省義縣義州天	大夫營子天主堂	錦州省トムト中旗	錦州省トムト右旗	
	卓新市哈拉戸稍天	〃	〃	〃	〃	〃	十八臺	里帝廟村傳家荒	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	十二月三十日	

14

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ジャツク、ミコセン	ドムマン、スタント	アルバート、セイズ	バード、アンダース	ブルスイコト、ジュルユース	ヴァン、ウインケル	ヒューゼン、ウオタース	ホバート、トスフ	
彌玉環	杜宜哲	蘇汝康	巴樂徳	謝丕徳	萬文閣	劉明禪	費新民	
三六	四三	五七	三一	三二	三四	七二	三六	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
里帝廟村傳家荒	錦州省トムト右旗	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

ア ル マ ン 、 コ ル ス 珍
六 二
〃
〃
錦 州 市
〃
〃



籍國	英	"	"	"	"	"	"	氏名	年齢	性別	種族	職業	前住所	收容月日	備考
	トーマス・ブラスクリー	トーマス・ブラスクリー	トーマス・ブラスクリー	トーマス・ブラスクリー	トーマス・ブラスクリー	トーマス・ブラスクリー	トーマス・ブラスクリー	トーマス・ブラスクリー	三五	男	宣	宣	奉天市小西街		
	オウル・イン・ベルシ	オウル・イン・ベルシ	オウル・イン・ベルシ	オウル・イン・ベルシ	オウル・イン・ベルシ	オウル・イン・ベルシ	オウル・イン・ベルシ	オウル・イン・ベルシ	二九	"	"	"	大東區大東		
	リトル・ウツド	リトル・ウツド	リトル・ウツド	リトル・ウツド	リトル・ウツド	リトル・ウツド	リトル・ウツド	リトル・ウツド	五七	"	"	"	大東區大西		
	ゼイン・ドレイケス	ゼイン・ドレイケス	ゼイン・ドレイケス	ゼイン・ドレイケス	ゼイン・ドレイケス	ゼイン・ドレイケス	ゼイン・ドレイケス	ゼイン・ドレイケス	五四	"	"	"	大東區大東		
	ワイルド・コランド	ワイルド・コランド	ワイルド・コランド	ワイルド・コランド	ワイルド・コランド	ワイルド・コランド	ワイルド・コランド	ワイルド・コランド	五九	"	"	"	大東區大東		
	フレデリック・クロツ	フレデリック・クロツ	フレデリック・クロツ	フレデリック・クロツ	フレデリック・クロツ	フレデリック・クロツ	フレデリック・クロツ	フレデリック・クロツ	三〇	"	"	"	瀋陽區隆昌		
	ヘンリー・ライニー	ヘンリー・ライニー	ヘンリー・ライニー	ヘンリー・ライニー	ヘンリー・ライニー	ヘンリー・ライニー	ヘンリー・ライニー	ヘンリー・ライニー							
	ケント・ライニー	ケント・ライニー	ケント・ライニー	ケント・ライニー	ケント・ライニー	ケント・ライニー	ケント・ライニー	ケント・ライニー							

奉天收容所

外務省



3	"	"	"	"	"	"	"
	A	J	A	D	D	J	G
	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	ゲ	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	ラ	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	、	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	マ	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	リ	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	コ	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	ベ	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	ー	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	四	五	三	四	四	五	六
	五	八	八	五	三	二	七
	女	男	・	・	・	・	男
	修	宣		宣	院	仁	宣
		教		教	長	愛	教
	女	師		師	院	妻	師
	區	西		東	錦	錦	城
	通	門		門	州	州	四
	化	錦		朝	省	省	平
	省	州		陽	朝	朝	省
	通	省		縣	陽	陽	開
	化	朝		縣	朝	朝	原
	街	陽		朝	陽	陽	開
	清	縣		陽	朝	朝	原
	真	朝		陽	陽	陽	原

2	"	"	"	"	"	"	"	英
	D	A	ク	ト	フ	コ	エ	ト
	・	・	ロ	ロ	ア	リ	ミ	レ
	R	RR	ロ	シ	ズ	ベ	リ	バ
	・	・	キ	カ	リ	、	ヤ	エ
	レ	レ	ード	、	、	、	ン	ル
	ゲ	ゲ	ア	ア	ハ	ド	、	、
	ツ	ツ	グ	グ	ッ	ウ	レ	レ
	ト	ト	ネ	ネ	ト	イ	オ	オ
			ス	ス		ル	ン	ン
	五	六	四	四	六	四	四	二
	七	四	一	七	〇	一	五	九
	女	男	女	・	・	・	・	男
	右	"	宣	醫	德	"	"	宣
			教	慶	慶			教
	妻		師	院	醫			師
	"	鎮	街	街	街	街	"	街
		四	奉	奉	奉	"	"	奉
		平	天	天	天			天
		省	省	市	市			市
		海	新	小	小			瀋
		龍	民	西	西			陽
		縣	縣	區	區			區
		山	新	惠	隆			隆
		城	民	工	昌			昌

康八三二九
四平省移
送
" " " "
康八三二二
六釋放



米	G.	E.	J.	ローザルド	ローランド	ジョセフ	ジョン	オルシュ	フミ	ミカエル
G.I.	J.マニング	J.サリバン	ロレット	ブル	P.マコマツク	マコマツク	マコマツク	マコマツク	マコマツク	マコマツク
三三	二八	三一	二九	三二	四九	三六	三六	三六	六二	三九
男	男	男	男	男	男	女	女	女	女	男
宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣
教	教	教	教	教	教	教	教	教	教	教
師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師
四平省海龍縣樺樹村	四平省海龍縣樺樹村	四平省海龍縣朝陽鎮	四平省梨樹縣梨樹天主堂	安東市自新街	安東市三番通四丁目	安東市安東街菜市街	安東市安東街菜市街	安東市安東街菜市街	安東市安東街菜市街	安東市安東街菜市街
康三三 四景移送	康三三 四景移送	康三三 四景移送	康三三 四景移送	康三三 四景移送	康三三 四景移送	康三三 四景移送	康三三 四景移送	康三三 四景移送	康三三 四景移送	康三三 四景移送

ダグラス	ハイレ	アーナー	ロバート	ヘレン	ルイツェン	メリー	G.I.
ヌロートン	ビショップ	オリバー	サーブ	ハンケン	ターフビー	マーギー	フリック
三〇	二八	五四	二八	二五	四七	二九	三三
男	男	女	女	女	女	女	男
宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣
教	教	教	教	教	教	教	教
師	師	師	師	師	師	師	師
熱河省赤峰	熱河省遼源縣遼源	熱河省遼源縣遼源	熱河省遼源縣遼源	熱河省遼源縣遼源	熱河省遼源縣遼源	熱河省遼源縣遼源	熱河省遼源縣遼源
康八一 二五釋放	康八一 二五釋放	康八一 二五釋放	康八一 二五釋放	康八一 二五釋放	康八一 二五釋放	康八一 二五釋放	康八一 二五釋放

バ サ ー 、 バ イ ラ ム	ロ イ 、 マ ツ ク 、 バ イ ラ ム	ブ ル ー ス 、 フ イ ン レ イ 、 ハ ン ト	ミ リ ヤ ム 、 シ ユ ミ ツ ト	エ ド ワ ー ド 、 エ ア リ ー	シ ル ビ オ 、 ロ ド リ キ ユ 、 ギ ル バ レ ド
五 二 女	四 七 "	三 七 男	四 五 女	三 〇 "	四 五 男
右 妻	"	宣 教 師	修 女	"	"
"	五 哈 爾 賓 市 龍 江 街 二	三 哈 爾 賓 市 龍 江 街 二	區 通 化 省 通 化 街 清 眞	"	區 通 化 省 通 化 街 清 眞
"	"	濱 江 ヨ リ	康 九 ニ セ		



極秘

波集團占據地域内ニ於ケル敵國領事館員(其家族ヲ含ム)ノ生活維持及取扱要領
抑留者及其他一般者

昭和十七年三月一日
南支那派遣波第八一一部隊

外務省

(日本標準規格B5)

波集團占據地域内ニ於ケル敵國領事館員(其家族ヲ含ム)ノ
抑留者及其他一般者ノ生活維持及取扱要領

敵國領事館員及其家族
(イ) 住居及保護監視
敵國領事館員及其家族ハ其國籍毎ニ其領事館ノ一隅若クハ其住
宅ニ居住セシメ限定シタル支那傭人ヲ使用セシメ憲兵若クハ日
本領事館警察官ヲシテ同住宅ノ一隅ニ起居セシメ保護監視セシ
ム

(ロ) 生活維持
生活維持ハ利益保護國代表(瑞西領事)ニ於テ行ハシムルモノ
トス
(ハ) 取扱
A、領事館員及其家族ノ外出ハ領事館員ノ特權ニ基キテ之ヲ認
ムルモノニアラス我方カ一方的ニ彼等ニ與フル好意的恩惠措
置ナルコトヲ明カニシタル上適當ナリト認メタル範圍内ニ於

外務省

(日本標準規格B5)

テ之ヲ許可スルモノトス

B、外出ハ概ネ診療、買物、家事整理（住宅以外ノ起居ノ場合）散步等トシ旅行ハ禁止ス

外出ノ際ハ憲兵若クハ日本領事館警察官同行シ外出中ハ必要ナキ内外人トノ接觸ヲ許ササルモノトス

C、内外人トノ面接ハ行ハシメサルヲ本則トスルモ利益保護國代表（瑞西領事）ノ面接ハ用件ヲ確メ時間ヲ定メ憲兵若クハ日本領事館警察官立會ノ上行ハシムルモノトス其他ノモノニシテ止ムヲ得ス面接ヲ要スルモノハ憲兵隊長ノ認可ヲ受クルモノトス其面接要領ハ前項ニ據ル

D、敵國領事館員及其家族ノ保護監視ハ其地憲兵隊長ノ擔任トス

ニ抑留者及其他一般者

(一) 抑留方針

抑留者及其他一般者ノ生活維持及取扱ハ双互主義ニ依ルヲ本則トスルモ成ルヘク國費ノ負擔ヲ軽減シ生活維持ヲ持續セシム

外務省

(二) 收容場所

收容場所ハ勉メテ集中主義ニ依リ波集團占據地域ヲ概ネ三區ニ分チ廣東地區、汕頭地區、海南島地區トス

廣東地區ハ沙面トシ其他地區ハ該地擔任部隊長ニ於テ適宜決定スルモノトス

(三) 收容場所擔任者

廣東地區ハ廣東警備司令官トシ其他地區ハ該地部隊長ノ擔任トス

但シ廣東地區中廣東警備司令官ノ擔任シアル警備地域以外ニ居住（汕頭、海南島ヲ除ク）シアル敵性國人ニシテ生活維持上沙面收容場所ニ收容ヲ要スル時ハ該地部隊長ハ軍司令官ノ認可ヲ受ケ廣東警備司令官ト連絡シ收容移管ヲ行フモノトス

(四) 敵性國人ノ整理

(イ) 敵性國人中調査ノ上軍事上及防諜上危険アリト認ムル者（抑

外務省

留者)ト然ラサル者(其他一般者)トヲ區別整理シ後者ハ宣誓ノ上適宜監視ニ便ナル方法ヲ講スルモノトス

(四)抑留者ノ範圍左ノ如シ

A、敵國ノ軍籍ニアルモノ

B、敵國人タル船員及航空機ノ乘員又其資格アルモノ

C、特殊技能者(無電技師等)

D、外諜容疑者

而シテ抑留中ニハ特ニ敵性ナキ比島人、印度人、馬來人、緬甸人、日系米人、蘭領印度人ヲ含マシメサルモノトス

(五)敵性國人ニシテ學校、病院、教會等ノ文化事業ニ從事シ敵性ナキモノハ其儘繼續起居セシメ閉鎖ノ止ムヲ得サルニ至リタル時要スレハ收容スルモノトス又民衆生活維持ノ爲メノ職業ニ從事シ若クハ事業場ノ雇傭人トシテ従業シアルモノハ生活維持ニ支障ナキヲ以テ其位置ニ起居セシムルモノトス

(日本標準規格B5)

外務省

(五)生活維持

抑留者及其他一般ノ者(自活シ得ルモノヲ除ク)ハ俘虜ニ準シテ給養シ之ニ要スル經費ハ軍ノ負擔トス

其實施時期ハ追ツテ示ス

但シ當分ノ間各自又ハ其他ノ者ノ負擔ニ依リ成ル可ク永ク生活ヲ維持セシムルモノトス

爲之收容場所擔任部隊長ハ敵性國人ヲ國籍別、抑留者、其他一般ノ者、男女別(家族ハ同居トス)ニ區分統合シ左記ノ如ク自主的生活持續ノ方法ヲ講セシムルモノトス

左記

(イ)集團生活者内ニ數名ノ委員ヲ設ケ會計、調理、監督(規律保持清潔整頓)ノ業務ヲ擔任セシム

(ロ)各自所有ノ金品(預金ヲ含ム)ヲ統合セシメ所持金ナキモノハ相互貸借ヲ行ハシメ協同生活ヲ持續セシム

(日本標準規格B5)

外務省

- (イ) 預金ノ拂戻及私有財産ノ賣却ハ委員ノ申請ニ依リ外務機關及軍ノ管理(處理)委員會ニ於テ取扱ヒ其金額ノ處理ハ波集團占據地域内租界及敵性權益經營要綱ニ據ルモノトス
 - (ロ) 使用支那人及雜費ノ節減ヲ策セシム
- (六) 取扱
- (1) 敵國人ノ抑留ハ戰時ニ於ケル非常防諜措置タルト共ニ當該外國人ノ保護ヲ以テ本旨トス
 - (2) 抑留者及其他一般者ニ對シテハ其名譽ヲ尊重シ身体ノ保護ニ努ムルモノトス
 - (3) 抑留者及其他一般者ニ對シテハ信教ノ自由ヲ認メ收容場所ニ於ケル宗教的行爲ハ支障ナキ限り之ヲ許容スルモノトス
 - (4) 抑留者及其他一般者ニ對シテハ其習俗慣行ニ應シ適正ナル處遇ヲナシ抑留者及其他一般者相互ノ間ニ於テハ之ヲ平等ニ遇スルモノトス

(日本標準規格B5)

- (5) 收容場所ハ警察署留置場等ヲ以テ之ニ充ツルコトナク抑留者ノ逃亡、不穩策動等ヲ封絶スルト共ニ監視取締ニ便シ又抑留者及其他一般者ノ保健衛生上好適ノモノヲ選定スルモノトス
- (6) 抑留者僅少ノ場合ハ當該抑留者ノ居宅ニ於テ抑留スルモ差支ナキモ生活維持上集合ヲ要スル時ハ其附近ニ住居セシムルモノトス
- (7) 收容所ニハ集合セシ家屋毎ニ敵性國人ヲ指名シ取締上ノ責任者ヲ任命スルモノトス
- (8) 抑留者ヲ抑留スルニ當リテハ豫メ身体及携行品ノ檢索ヲ勵行スルモノトス
- (9) 收容所ニ於ケル監視ハ警備兵ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
- (10) 抑留者ニ對シテハ原則トシテ其外部トノ接觸ヲ遮斷スルモノトス
- (11) 抑留者ニ對スル接見通信ハ已ムヲ得サルモノニ限り之ヲ許容シ立會檢閲ヲナスモノトス

(日本標準規格B5)

(12) 抑留者ニ宛テタル郵便物ハ總テ收容所責任者ニ於テ之レヲ整理シ檢閲ノ上差支ナシト認メタルモノニ限り(或ハ差支アル部分ヲ切抜キタル後)之ヲ本人ニ交付スルモノトス

(13) 其他一般者ニ對スル内外人ノ接見、通信、郵便物ニ關シテハ抑留者ニ準スルモノトス

(14) 抑留者及其他一般者ノ用フル衣類、寢具、椅子等必要アル場合ハ本人使用ニ係ルモノヲ充當シ綿密ナル點檢ヲ實施シタル上其携行ヲ許可スルモノトス

抑留後ノ搬出入ニ就テモ前項ニ準シ取扱フモノトス

(15) 日用品其他物品ノ購入ニ關シテモ狀況ニ應シテ檢査ノ上之ヲ許可スルモノトス

(16) 從來居住セシ住宅ニ殘置セシ私有財産(動産)ハ一室ニ收容閉鎖シ散逸ヲ防止セシムルモノトス

之レカ爲メ員數表ヲ調製セシメ置クヲ可トス

(日本標準規格B5)

外務省

(17) 家事整理其他必要ナル場合ニシテ特ニ事情已ムヲ得スト認メラレルトキハ其願出ニ依リ歸宅ヲ許可スルモノトス

(18) 抑留者及其他一般者ニ對シテハ收容場所以外ニ於テモ適宜運動ノ機會ヲ與ヘ又本邦内發行ノ新聞雜誌ノ閱覽、娛樂機關ノ設置等ハ之ヲ認容スルモノトス

(19) 抑留者及其他一般者ノ保健衛生ニ注意シ隨時健康診斷ヲ施行スルモノトス

身身廻品ノ洗濯等ハ自己ノ負擔ニ於テ支那傭人ヲ使用セシムルモノトス

(20) 健康異常者アリタル時ハ他ト處遇ヲ異ニシ醫療ニ付特ニ便宜ヲ與フルモノトス

傷病者ニシテ其症狀ニ依リ入院又ハ自宅治療ヲ必要トスルトキハ軍司令官ニ報告ノ上其抑留ヲ解除シ又ハ指示ヲ受クルモノトス

(日本標準規格B5)

外務省

外務省

(21) 收容所擔任部隊長ハ所要ノ將校以下ヲシテ抑留者及其他一般者ノ保護取締ニ任セシムルモノトス

(22) 抑留者及其他一般者（收容者）ノ名簿ヲ常備シ置キ收容者ノ異動ニ隨ヒ其都度加訂正スルモノトス

收容者ノ異動ニ關シテハ爾今國籍、住所、職業、氏名、年齢性別、異動事由ヲ具シ一ヶ月ヲ取纏メ翌月十日迄ニ軍司令官ニ報告スルモノトス

(23) 收容ニ當リ沒收又ハ領置シタル物件ニ就テハ目錄ヲ作製シ置クモノトス

(24) 收容日誌ヲ作製シ一般的收容狀況ニ關シ記入シ置クモノトス

(七) 勞 役

抑留者ニ對シテハ俘虜勞役規則ヲ適用セサルモ勞役ヲ志願スルモノハ同規定ニ準シ之ニ服セシムルコトヲ得

(日本標準規格B5)



唯感謝あるのみ

健康状態もみな満点

【上海特報】二日 唯感謝あるのみ。健康状態もみな満点。...

本誌記者が特別に自分自身に...
唯感謝あるのみ。健康状態もみな満点。...

「上海特報」二日 唯感謝あるのみ。健康状態もみな満点。...

唯感謝あるのみ。健康状態もみな満点。...

引揚米人座談會

は二十日午後三時、上海のメトロホテル・ホウ...
引揚米人座談會。...

朝日新聞 昭和十七年六月廿六日

秘

電信寫

昭和四 二〇一二三 略 ペルン 七月二十一日發 照
本省 二十二日夜 照

東郷外務大臣

德永代理公使

第四九一號 (至急)

(占領地ニ於ケル敵國利益保護ニ關スル件)

二十日外務次官ノ索ニ依リ往訪支那占領地ニ於ケル敵國側ノ利益ヲ代表シ居ル在上海瑞西代理公使ヨリ救恤品分配旅券ノ更新文書保管外交官及領事ノ財産ノ管理抑留者並俘虜ニ關スル報告ノ提出等ニ關シテ日本側ヨリ防害セラレ殊ニ抑留者並ニ俘虜トノ面會ニ困難ヲ感シ居ル旨報告シ来リ又最近ノ電報ニ依レハ在上海帝國領事ハ同地瑞西總領事館ニ對シ同總領事館ノ利益代表ニ關スル活動

ニ付詳細ナル報告ヲ爲シ且專前ニ總テノ措置ヲ報告スヘキコトヲ要求シ更ニ目下瑞西ノ封印ヲ爲シ居ル敵國領事館文書ヲ處理スル場合ニハ事前ニ日本側ノ承認ヲ求ムヘキコトヲ要求セリ斯ノ如キ事應ノ下ニ於テハ利益保護國代表者トシテノ任務ヲ果シ得サル旨ヲ報告シ来レルニ付同代理公使カ支那占領地ニ於テ其ノ任務ヲ履行シ得ル様日本側ノ制限緩和方帝國政府ニ傳達方依頼アリタリ尙同次官ハ右ノ如キ事慮カ繼續スルニ於テハ英帝國內ニ於ケル日本側ノ利益保護事務遂行ニ支障ヲ來スコトトナルヲ惧ルル旨附セリ

秘

昭和V 五六八五九 略

北京 八月十八日午後
本省 十八日夜着

東郷外務大臣

土田参事官

第七三六號

(敵國殘留者生活費ニ關スル件)

本官發芝罘宛電報

第六二號

大臣宛員電第一三五號ニ關シ

當館ニ於テ當地敵性金融機關處理委員會ノ管理スル正金公勘定ヨリ融通ヲ受ケタル金額中ヨリ三萬八千七百七十五圓支出送金ス前
回ノ送金同様敵國人生活費トシテ適當監督ノ下ニ交付アリ度シ
大臣、上總、青島へ轉電セリ

電信寫

秘

昭和V 二二六五五 略

芝罘 八月二十日午後
本省 二十一日前着 歐

東郷外務大臣

長岡領事

第一三九號

(殘留敵國人生活費ニ關スル件)

本官發北大宛電報

第一二二號

員電第六二號ニ關シ

御配慮謝ス尙御送金へ米英人以外ノ敵性國人ニモ交付シ差支メキ
ヤ御回電請フ
大臣へ轉電セリ

電信寫

COPY OF TELEGRAM RECEIVED

BY THE DELEGATE OF THE INTERNATIONAL RED CROSS COMMITTEE FOR JAPAN

26/5/42

809 SHANGHAI 4103 26 26 11 06M TASO

PARAVICINI YOKOHAMA

TWENTY YOUR SEVENTEEN ENTIRELY IN AGREEMENT WITH TERMS NAMED

PLEASE ASSURE GAIMUSHO OUR SINCERE INTERNTION TO COMPLY IN

ANY RESPECT WITH THEIR INSTRUCTIONS

EGL

REEL No. A-1123

0382

アジア歴史資料センター

外機密

西子子附

取支

The ...

昭和17 五六五〇五 暗 南京 八月五日 後發 五日 後着 亞、通

東郷外務大臣

澁澤總領事

第一八七號

(敵國人民生活費ニ關スル件)

貴電合第一四一四號ニ關シ

當管内敵國人へ大部分引揚ケ殘留者南京四(何レモ米國人宣教師ニシテ二名ハ「カトリック」宣教師)鎮江二(英國宣教師ニシテ獨立孤兒院ヲ經營シ居レリ)合計六名ナルモ「カトリック」宣教師ハ救濟ノ要無キニ付四名分毎月合計金八百圓也計上シ置カレタシ
北大、上海、漢口へ轉電セリ

電信寫

片山 子

秘

電信寫

花 文

柳 信 子

北 京 17 五 六 五 一 〇 略

廣 東 八 月 五 日 夜 發
本 省 五 日 夜 着

龍 湖

東 洋 外 務 大 臣

高 津 總 領 事

第 五 八 六 號

(歐 戰 人 生 活 費 ニ 關 ス ル 件)

宣 告 第 一 四 一 四 號 ニ 關 シ

富 強 歐 國 人 ノ 大 部 分 ハ 既 ニ 引 揚 ケ 殘 餘 ハ 約 五 〇 名 何 レ モ 宣 教 師 ナ

リ 堪 ニ 瑞 西 領 事 フ 通 シ 本 國 ヨ リ 送 金 フ 受 ケ 生 活 シ 居 ル モ 右 フ 我 方

ニ 於 テ 今 後 許 可 セ ス ト セ ハ 一 人 當 リ 月 額 一 五 〇 圓 一 箇 月 所 要 額 七

五 〇 〇 圓 フ 必 要 ト ス ル 次 第 ナ リ

南 大 上 海 (總) 、 北 大 へ 轉 電 セ リ



外機密

手紙
片山

電信寫

昭和V 二二〇一一 暗

九江 八月十二日後發 本省 十二日夜着 亞

東郷外務大臣

片桐領事

第七九號

(九江在住敵國人生活狀況)

當地在住敵國人生活狀況左ノ通り

一、當地殘留英米人ハ計十一名(内男二女九)ニジテ何レモ當地軍警備隊監督ノ下ニ廬山山上ニ居住シ居リ其ノ生活費ハ各人月額最少限度百五十圓ナリ

二、目下右敵國人ハ廬山登山者(邦人)ニ對シ其ノ私有品(「テ」ブル」掛、食器具等)ヲ同地在住ノ白系露人ヲ介シ(手数料一

割)同地警備隊ノ下ニ賣却シ居リ七月二十五日ヨリ同月未迄ノ賣却金一千百八十圓ニ達シ之ヲ以テ各自生活費ノ補助ト爲シ居レリ

上海へ轉電セリ

秘

井山君
子路君

死文

抑々
三

昭和17 二二四三四 略

芝罘 八月十七日後發
本省 十八日前着

歐。會

東郷外務大臣

長岡領事

第一三七號

(敵國人生活費ニ關スル件)

敵國人生活費ニ關シ

一、既ニ往電第一三五號ノ次第ハアルモ其ノ後英米側相互扶助委員
會ヨリ夫々更メテ提出アリタル資料ニ依レハ

(イ) 英人所要月額一萬三千三百七十五圓ニテ右ハ大體獨身者二五

〇、夫婦者四五〇、子供一人目一〇〇二人目以下七五ノ計算

ニテ三十一世帯七九人分ナルカ借家料ノ支拂ヲ要スルモノナ

電信寫

キヲ以テ之カ多キニ過クル感アルモ物價高(石炭一噸四(〇)圓以上)及水道ナキ爲小運搬苦力ノ使用ヲ要スルコト冬期採煖費、治療費等ヲ別ニ計上シアラサルヲ以テ概算トシテハ略妥當ノ額ト認メ得ヘシ(但シ實際支給ノ際ハ各人ノ狀況ニ從ヒ減額ノ餘地アリ)

(ロ) 米人ニシテ生活費ノ交付ヲ要スル者六戸九人所要月額一千九百圓(標準前項ニ同シ)

二、和蘭人及希臘人ニシテ救助ヲ要スルモノ各一戸計二戸アリ所要月額計八百七十五圓

三、以上ハ九月以降ノ分ニシテ合計月額一萬六千一百五十圓トナル處右ハ常分變動ナキ數字ト御了知アリタク右ノ外六、七、八、三

2

秘

電信寫

月分トシテ英側三萬圓米側八千七百七十五圓ヲ至急交付ヲ要ス
ル事情ハ往電第一三五號ノ通ナリ

四 尙前各項ハ一般在留敵國人ノ分ナルカ當地各學校（英國系）職
員、學生ノ分ニ付テハ同校當局ハ他ノ助力ヲ受ケスト言ヒ居ル
旨委員會ヨリ申出アリシモ爲念學校側ニ直接臨メタル處今後約
三ヶ月間ノ資金ヲ有スト言ヒ居レルカ十一月ヨリ支給ヲ要スト
見レハ平均百圓トシ現在員二百五十人月額二萬五千圓ヲ要スル
次第ナリ

五 以上諸項ヲ綜合スルニ九月以降毎月一萬六千一百五十圓十一月
以降四萬一千一百五十圓ヲ要ス

六 常館ハ雜ニ北大ヨリ二萬九千圓ノ送金ヲ受ケ五月分迄、米英人

生活費トシテ略々全額交付済（殘リ二百五十圓）ノ處國庫ヨリ

ノ支出金ニテ北大へ返金ヲ要ストヤハ之カ計上ヲモ要スル次第

ナリ

北大へ轉電セリ